

## 平成30年第12回多賀城市教育委員会定例会議事録

- 1 会議の年月日 平成30年12月26日(水)
- 2 招集場所 市役所3階 第2委員会室
- 3 出席委員 教育長 小畑 幸彦 委員 浅野 憲隆  
委員 菊池 すみ子 委員 樋渡 奈奈子  
委員 根来 興宣
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員  
副教育長兼教育総務課長 松岡 秀樹  
理事兼学校教育課長 丸田 浩之  
生涯学習課長 中野 裕夫  
文化財課長 佐藤 良彦
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 参事兼教育総務課長補佐 松戸 幸二
- 8 開会の時刻 午後1時
- 9 議事日程  
日程第1 前回議事録の承認について  
日程第2 議事録署名委員の指名について  
日程第3 諸般の報告  
事務事業等の報告  
日程第4 議事  
臨時代理事務 臨時代理の報告について(平成30年度多賀城市一  
報告第13号 般会計補正予算(第5号))  
議案第15号 平成30年度多賀城市教育功績者等表彰について  
報告第2号 多賀城南門及び周辺地区整備・活用基本方針につい  
て  
日程第5 その他

### 教育長

ただいまの出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第12回定例会を開会いたします。

## 日程第 1 前回議事録の承認について

### 教育長

はじめに、平成30年第11回定例会の議事録について、承認を求めます。議事録については、事前に配付しておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

## 日程第 2 議事録署名委員の指名について

### 教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、浅野委員、根來委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

## 日程第 3 諸般の報告について 事務事業等の報告

### 教育長

これより、本会議に入ります。

はじめに事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしく申し上げます。副教育長。

### 副教育長

それでは諸般の報告を行います。議案資料1の1ページをご覧いただきたいと思えます。

平成30年第11回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

はじめに、教育総務課関係ですが、11月27日、市議会全員協議会が開催され、教育長、副教育長、生涯学習課長が出席し、教育委員会関係では、「指定管理者の指定について（多賀城市大代地区公民館）」及び「市内小中学校空調設備の整備について」の2件を説明いたしました。

12月12日から18日まで7日間の会期で、「平成30年第4回多賀城市議  
会定例会」が開催され、教育委員会関係議案では、「指定管理者の指定について  
(多賀城市大代地区公民館)」及び、本日臨時代理事務報告をいたします「平成  
30年度多賀城市一般会計補正予算(第5号)」について、原案のとおり可決さ  
れました。一般質問は、12月17日、18日の2日間行われ、教育委員会関係  
は3名から3件の質問がありました。なお、質問内容及び回答要旨は別紙のとおり  
でございます。

次に、学校教育課関係ですが、12月5日、「多賀城市学校保健会主催の表  
彰式」が市役所で開催され、健康保持増進に努力している児童生徒として、小学  
生6名、中学生4名が表彰を受けました。

市内小中学校では、12月21日に2学期の終業式を迎え、来年1月7日ま  
での冬休みに入っています。

次に、生涯学習課関係ですが、12月2日、「音楽まつり」が大代地区公民館  
で開催されました。七ヶ浜国際村で活動しているパーカッショングループや東  
豊中学校吹奏楽部、民族音楽団の演奏や多賀城駐屯地よさこい部の演舞披露な  
ど、国際色豊かな音楽を約180名が楽しみました。

12月4日、青少年健全育成多賀城市民会議「平成30年度青少年研修会」  
が市役所で開催されました。多賀城市教育委員会スーパーバイザーの望月晃二  
氏を講師に「不登校の実態と予防法について」研修しました。

12月8日、多賀城市子ども会育成連合会主催の「こどもまつり」が文化セ  
ンターで開催されました。舞台発表や工作及び体験コーナー、スタンプラリー  
のほか、食育と保育の展示も行われ、約1,300名の来場がありました。

12月11日、「放課後子ども教室推進事業スタッフ研修会」を市役所で開催  
しました。日本赤十字社宮城県支部の平繁夫氏を講師に「簡単な応急手当の実  
際(救急法短期講習)」について講話と実技を学びました。

12月23日、「陸上自衛隊東北方面音楽隊コンサート2018」が市民会館  
大ホールで開催されました。行進曲をはじめ、NHK大河ドラマのテーマ曲や  
クラシック、オペラなどを鑑賞しました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は別表のとおりです。

次に、文化財課関係ですが、11月28日、「第60回東日本大震災調査特

別委員会」と「第8回多賀城創建1300年事業調査特別委員会」が開催され、教育長、副教育長、文化財課長等が出席しました。

12月17日、宮城県史跡整備市町村協議会市町村文化財担当者会議が、山元町防災拠点山下地域交流センターで開催され、担当者が出席しました。文化財業務へのドローンの使用について、事例報告や意見交換が行われました。

12月18日、「古代米食体験」を城南小学校で開催しました。11月に刈取りした古代米のごはん炊きと食味体験に、城南小学校5年生114名が参加しました。

10月6日から埋蔵文化財調査センター展示室を会場に開催していた「第29回企画展『古代の多賀城と国司館』」が12月24日に終了しました。

3ページには、別表といたしまして、社会教育事業等の開催状況等を掲載しておりますが、朗読は省略させていただきます。

6ページ下をご覧ください。平成30年12月26日提出、教育長名、以上で報告を終わります。

#### 教育長

ただいまの報告について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

#### 教育長

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認いたします。

#### 日程第4 議事

##### 臨時代理事務 報告第13号

##### 臨時代理の報告について（平成30年度多賀城市一般会計補正予算（第5号））

#### 教育長

次に、議事に入ります。

はじめに、臨時代理事務報告第13号「臨時代理の報告について（平成30年度多賀城市一般会計補正予算（第5号））」についてを議題といたします。

内容につきましては、関係課長から説明をいたします。副教育長。

#### 副教育長

それでは、臨時代理事務報告第13号についてご説明を申し上げますので、

資料の 7 ページをお願いいたします。

続いて、議案資料の 9 ページをご覧ください。

これは、市長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、平成 30 年度多賀城市一般会計補正予算（第 5 号）の調製について意見を求められましたが、委員会を招集する暇がなかったことから、隣の 8 ページにありますように、平成 30 年 11 月 27 日に臨時代理により回答したので、報告するものでございます。

当該補正予算につきましては、市議会第 4 回定例会に提案され、12 月 12 日開催の本会議において可決承認されております。

それでは、「平成 30 年度多賀城市一般会計補正予算（第 5 号）」の内容について、ご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、14、15 ページをお開き願います。

はじめに、15 ページをお願いいたします。

一番下に、一般会計予算の歳出の合計額が出ておりますが、補正額の合計額は、31 億 7 千 4 3 8 万 1 千円で、補正後の総額は、33 億 7 千 9 3 0 万 8 千円とするものでございます。

14 ページに、表の一番下から 3 行目に 10 款教育費がございしますが、教育費の補正予算額については、右から 2 番目の補正額の欄、16 億 2 千 5 7 3 万 1 千円の増額で、補正後の予算額は、その隣り、44 億 8 千 6 4 9 万 7 千円となるものでございます。

今回は、14～15 ページの枠で表示しております部分の、1 項の教育総務費から 5 項保健体育費の補正になります。

その内容につきましては、22 ページ以降で、順に、それぞれ担当課長からご説明いたします。

なお、今回の補正予算の内容には、人事院勧告に準拠した総務課所管の人件費分も含まれておりますが、その説明は省略させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まずはじめに、歳出からご説明いたしますので、33 ページをお願いいたします。

10 款 2 項 1 目 小学校学校管理費で、4 億 7 千 1 4 3 万 5 千円の増額補正でございします。

説明欄、教育総務課で、1の学校環境整備事業で、4億7千100万円の増額ですが、これは、市立小学校6校へのエアコン設置に係る事業費でございます。

このあと、10款3項1目中学校費におきまして、市立中学校4校へのエアコン設置に係る事業費を併せて計上しておりますので、資料によりまして、その概要を説明させていただきますので、40ページをお開き願います。40ページを、横にご覧いただきたいと思います。

項目の1ですが、これは、今般の国の臨時特例交付金制度の予定概要でございます。

四角囲みの中の、もう一つの四角囲みでございますが、これは、補助基準単価に整備面積を乗じて得た事業費、補助対象事業費に対する交付金の枠組みでございます。

補助率は、3分の1、33.3パーセントであり、残りの66.7パーセントが地方負担となり、充当率100パーセントの学校教育施設等整備事業債の起債が受けられるものでございます。そのうち、元利償還金の60パーセントにつきまして、交付税措置されるものでございます。

なお、実工事額と、補助基準額との差額が、囲み右側の継ぎ足し単独分となり、制度上、同じく学校教育施設整備事業債の起債を受けることができますが、これには交付税措置はございません。

次に、下の項目2 エアコン整備予定教室等についてでございますが、市内小中学校の現在エアコン未設置の普通教室、小学校で130室、中学校で59室、及び未設置の校長室、職員室、事務室12室、計201室に整備する予定でございます。

次に41ページですが、項目3は、工事費、財源内訳概算見込み額でございます。

項番1でご説明いたしました、交付金制度による本市の整備予定事業費の概算見込み額となります。

内容につきましては、現時点での概算額であり、概算工事費には、概算設計費がそれぞれに含まれております。

合わせまして、小学校分といたしまして、4億7千100万円、中学校分とい

たしまして2億4千800万円、合計で、7億1千900万円でございます。

その隣り、先ほど1で申し上げました補助基準単価で、㎡当たり2万4千800円で、その隣り、整備面積は、2で申し上げた整備予定教室等の面積で、補助基準単価に整備予定面積を乗じて得た額が、②の補助基準額となり、小中学校それぞれ記載の金額となります。

補助率が3分の1ですので、補助額は、④の欄で、小学校分が、7千229万2千円、中学校分が、3千395万1千円を見込んでおります。

その隣、起債ですが、これは、補助対象事業費に係る起債額で、⑤起債限度額は、②の基準額から④の補助額を引いた残りの額となり、隣りの⑥が、そのうち交付税措置される60パーセント分となります。

一番右端のその他の財源⑦ですが、先ほど前のページの項目1で、継ぎ足し単独分として起債を充当できる旨お話申し上げましたが、本事業につきましては、その全額について、教育施設及び文化施設管理基金を充当することとしており、小学校分として2億5千420万8千円、中学校分として、1億4千614万9千円、合計で、4億35万7千円となる見込みでございます。

ここで恐れ入りますが、33ページにお戻りいただきたいと思っております。

改めて学校環境整備事業4億7千100万円の内訳でございますが、13節委託料、1千800万円は、1校当たり300万円の6校分の工事設計委託料と、15節工事請負費で4億5千300万円でございます。

## 学校教育課長

次に学校教育課で、次のページ、34、35ページをご覧ください。

説明欄1「特別支援教育支援事業（小学校）」で、1節報酬特別支援教育支援員報酬43万5千円の増額補正でございます。

これは 山王小学校、知的障害学級の児童数が当初5名でしたが、転入により1名増になったこと、同じく山王小学校自閉症・情緒障害学級の児童が当初10名でしたが、通常学級からの異動により1名増になったことに伴い特別支援教育支援員を計2名増員したことによる報酬の増額でございます。

続いて、「小学校理科支援事業」につきましては、歳入でご説明申し上げますが、文部科学省から示されました 国庫補助金の交付決定があったことに伴い、一般財源との財源組み換えを行うものでございます。

## 副教育長

次に、3項1目中学校学校管理費で、2億5千410万9千円の増額補正で  
ございます。

説明欄、教育総務課で、1の学校環境整備事業で、2億4千800万円の増  
額補正でございます。

これは、先ほど資料でご説明申し上げました、小学校と同様の、エアコン設  
置事業でございまして、内訳といたしまして、13節委託料1千200万円は、  
1校当たり300万円の4校分の工事設計委託料と、15節工事請負費で2億  
3千600万円でございます。

2の学校環境整備事業多賀城中学校で、533万円の増額補正でございます。

これは、仮設住宅の撤去、復旧後に校庭に整備いたしました野球グラウンド  
の東側、市道 内手団地一号線側に、高さ6メートル、長さ60メートルのコ  
ンクリート支柱防球ネットを設置するものでございます。

グラウンド整備後、簡易的に防球ネットを設置しておりましたが、本年10  
月の台風24号の影響により一部破損したことから、整備を行うものでござい  
ます。

## 学校教育課長

次に学校教育課で説明欄1「特別支援教育支援事業（中学校）」で、1節報  
酬特別支援教育支援員報酬77万9千円の増額補正でございます。

これは、第二中学校、知的障害学級の生徒数が当初2名でしたが、通常学級  
からの異動により1名増となったことに伴い 特別支援教育支援員1名増員し  
たことによる報酬の増額でございます。

支援員の増えた人数が 小学校に比べて中学校が1名少ないにもかかわらず、  
中学校の補正額が34万4千円多いのは、今年度開始時に小学校の支援員  
が定員に満たなかったため、小学校の報酬予算に残余分が生じたためござい  
ます。

## 生涯学習課長

続いて、34ページの一番下の段となります、4項2目社会教育振興費で、  
50万円、35ページ説明欄にあります「生涯学習活動費補助事業」に係る経  
費の増額補正でございます。

次のページをお開きください。

この補助事業は、生涯学習活動の実践に要する経費として、大会出場に係る



旅費などを補助しているものですが、今年度は、全国大会等への出場件数が多く、予算に不足が生じることが見込まれるため、その見込額を計上するものです。

なお、当該事業の財源につきましては、生涯学習推進基金繰入金を充当することとしております。

次に、3目公民館費は、補正による予算額の増減はありませんが、説明欄記載の「市民音楽祭開催事業」につきまして、公益財団法人宮城県文化振興財団からの助成金10万円の交付決定がございましたので、財源の組替えをするものでございます。

## 文化財課長

続いて、4目「文化財保護費」で4億2千万円の増額補正でございます。

今回の補正予算につきましては、「特別史跡多賀城跡復元整備事業」に係る文化庁補助金の事業採択に見通しがつきましたことから、計上させていただいたものでございます。

事業内容につきましては、説明欄記載のとおりでございますが、後ほど報告第2号で詳細内容をご説明いたします「多賀城南門復元・周辺整備等事業計画（案）」の、平成30年度と31年度で予定しております南門建築の木材調達や地形復元工事等を実施するものでございます。

当初予算におきましては、事業の進め方を検討中であり、予算を計上しておりませんでしたことから、今回の事業費は皆増となるものでございます。

それでは、事業内容をご説明いたします。

8節報償費と9節旅費は、多賀城南門等復元整備検討委員会議開催に伴う、委員の謝金及び旅費と、文化庁協議に係る職員の旅費でございます。

11節需用費は、コピー代等の消耗品費です。

13節委託料の1千925万2千円のうち、設計業務委託料の1千909万6千円は、多賀城南門周辺の地形修復に伴う盛土工事の実設計業務の委託料、及び、多賀城南門等復元実施設計業務その2として、復元事業に係る検討委員会議の運営補助と南門復元に伴う建築確認申請業務の一部を委託する委託料でございます。

次の、樹木管理業務委託料15万6千円は、地形修復に伴う盛土工事で支障となります、樹木の伐採、枝払い等の委託料でございます。

15節 工事請負費4億17万円は、復元する多賀城南門の周辺等の民地であ

った土地の一部について、削平された地形を修復するための盛土工事費 7千17万円と、多賀城南門の建築工事に使用する部材のうち、柱や梁、小屋組み等で使う木材を原木から調達、製材・加工、保管まで行う業務の請負費 3億3千万円でございます。

次に、9目「埋蔵文化財調査センター費」で補正額に増減はございませんが、説明欄にありますように、埋蔵文化財調査受託事業（ほ場整備）に係る事業内容の組み替えを行うものでございます。

これは、現在西部地区のほ場整備に伴い発掘調査を行っておりますが、ほ場整備工事の計画変更により、調査面積が増加していることから、平成32年度の事業完了に向けて、より迅速に発掘調査を進めるため、発掘作業員及び遺物整理員の増員を図ったことによる、人件費の不足分を補正するものでございます。

1節 報酬で535万6千円、4節 共済費で2万1千円の、計537万7千円を増額し、財源につきましては、13節 委託料の「木・鉄製品保存処理業務委託料」から同額を減額するもので、本年度におきましては発掘調査を優先的にを行い、木・鉄製品保存処理について、業務を次年度に持ち越すことで、予算の組み替えを行うものでございます。

## 生涯学習課長

続いて、5項1目 保健体育費で、6千785万4千円の増額補正でございます。うち、37ページ 説明欄 生涯学習課関係の多賀城市社会体育施設等管理運営事業で、7千239万6千円を増額補正するものです。

これは、現在土地開発基金が保有している総合体育館第3駐車場の用地につきまして、土地開発基金から一般会計が買戻しするための費用でございます。

なお、この総合体育館第3駐車場用地につきましては、平成16年9月に、土地開発基金で、総合体育館の駐車場用地として取得したものでありまして、今般、一般会計で買戻し、教育財産としての利用に供するものでありますが、特に、駐車場用地の現状を変更するものではございません。

そうした中、なぜ、この時期に一般会計で買戻しをするのかという経緯ですが、これは、対象用地に隣接する鶴ヶ谷保育所が、平成32年4月から民営化を行う予定としており、施設の老朽化が進んでいることもあって、民営化した

後、将来的に保育施設の建替えを行うことを条件に協議を進めているところでございます。

加えて、総合体育館の駐車場は、現在第2、第3と分断されているということもありまして、利用者目線に立ったときに、ご不便をおかけしている面などもございますので、今回、第3駐車場用地を教育財産として取得して供用開始をしながら、鶴ヶ谷保育所、総合体育館第3駐車場を含む一帯のより良い土地利用計画の再編を調整するために、今般、関係部局と進めていくこととしたものが経緯であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、債務負担行為の補正につきましてご説明いたしますので、16ページをお開きいただきたいと思います。

第3表債務負担行為補正ですが、上の段の大代地区公民館指定管理業務委託といたしまして、平成31年度から平成35年度までの5年間の期間で、限度額1億1千878万1千円を追加設定するものでございます。

続いて、歳入の説明をいたします。

#### **副教育長**

それでは、歳入の説明をいたしますので、22、23ページをお願いいたします。

はじめに、14款2項5目 教育費国庫補助金で、3億1千583万7千円の増額補正でございます。

2節小学校費補助金7千188万6千円です。

説明欄教育総務課で、1のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金7千229万2千円は、歳出でご説明いたしました、小学校へのエアコン設置に係る補助基準額2億1千687万6千円に対する補助率3分の1でございます。

#### **学校教育課長**

次に学校教育課ですが、説明欄1「理科教育 設備整備費等 補助金」40万6千円の減額補正でございます。

これは、歳出で財源組替えのご説明を申し上げましたが、文部科学省から交付決定額と当初予算計上済額との差額を減額補正するものでございます。

#### **副教育長**

次に、3節中学校費補助金 3千395万1千円で、説明欄教育総務課で、1のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金は、歳出でご説明いたしました、中学校へのエアコン設置に係る補助基準額1億185万3千600円に対する補助率3分の1でございます。

次のページをお願いいたします。

#### 文化財課長

次に、4節社会教育費補助金で、説明欄の「国宝重要文化財等保存整備費補助金」2億1千万円ですが、これは、歳出でご説明申し上げました「特別史跡多賀城跡復元整備事業」に係る史跡等総合活用整備事業費補助金で、補助率は2分の1でございます。

#### 副教育長

次に29ページをお願いいたします。

20款5項2目 雑入で、234万1千円の増額補正でございます。

7節雑入234万1千円で、説明欄教育総務課で124万1千円は、中学校のガスメーター検針数値の錯誤による、料金計算誤りに係る、仙台市ガス局からの還付金でございます。

#### 生涯学習課長

次に、中央公民館関係の「宮城県文化振興財団助成金」の10万円は、先ほど歳出で説明いたしましたとおり、公益財団法人宮城県文化振興財団から、市民音楽祭開催事業に係る助成金の交付決定を受けたため、追加補正するものでございます。

#### 副教育長

下の21款1項4目教育債でございますが、1節小学校債、2節中学校債、5節文化財整備活用事業債等につきましては、先ほどの事業に係るそれぞれの起債でございます。詳細内容の説明は省略させていただきます。

以上で歳入の説明を終わります。補正予算第5号の説明を終わらせていただきます。

#### 教育長

ただ今の説明について、質疑はありませんか。

#### 樋渡委員

エアコン取り付けの場合、統一した共通のメーカーで取り付ける形でしょうか。

## 副教育長

1 2月の補正予算で先ほど申し上げた設計費も含めた形で補正予算を計上しまして、これから設計の委託を行い、設計の内容を固めまして、それから工事の発注の入札ということになりますので、入札によって業者が決まって行くということになりまして、今委託設計の手続きを進めているところでございます。

## 樋渡委員

委託に関しては業者が指定済みですか。

## 副教育長

委託につきましても今その手続き中でございまして、担当の管財課を経て契約となつてまいりますので、まだその準備作業を進めているところでございます。

## 教育長

ほかにございませんか。

## 根来委員

まず国の決定があつて、その通知が来たのはいつごろなのかということと、それから、特別教室についてはどのような対応をなさるのか、その2点についてお尋ねします。

## 副教育長

一点目でございますが、正式な決定通知はまだ発出されておらず、市町村の方には来ておりません。国の補助要綱に基づきまして、近年の特別な暑さ、特に本年の暑さに基づいて今年度限りということ国の方では知らされておりますが、先ほどご説明申し上げた特例の交付金が、今年度限りということで創設されて、この制度の枠組みに基づいてこちらで試算いたしましたのが、先ほどの金額となります。今後、この試算したものを国に報告しておりますので、それに基づいて正式な通知が、もう間もなく来ようかと思いますが、まだ正式な通知は来ておらないのが一点目でございます。

それから、二点目の特別教室についてでございますが、今回、特に国の方でも、使用頻度の高い普通教室を中心にとということで想定されているところが一つと、本市においても特別教室がございまして、学校によっては大規模改修時点ですべてではありませんが、特別教室に入っているところもございまして、特に今年度は保健室へ整備したところですが、やはり一定の国の枠組みの制度

の運用の中で設置していくということですので、普通教室を中心に整備を進めていきたいということが一点と、特別教室については限られた予算の中でとなりますと、学校の運用の中、極端に暑いような場合については、特別教室での授業を運用の中で行っていただくとかで、基本普通教室と、先ほど申し上げました職員室、校長室等の管理室ということで進めていきたいと考えております。

## 教育長

ほかにございませんか。

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第13号を承認します。

次に、議案第15号「平成30年度多賀城市教育功績者等表彰について」を議題といたします。

内容につきましては、関係課長から説明をいたします。

## 副教育長

それでは、資料43ページをお願いしたいと思います。

議案第15号「平成30年度多賀城市教育功績者等表彰について」ご説明申し上げますが、このことについて、次のとおり決定するというものです。

別紙は、議案の45ページから47ページまで、A3版横長の表3枚になります。

こちらの表が、それぞれ表彰候補者調書になりますが、学校教育振興で個人が1名、社会教育振興で個人が9名、児童生徒の顕彰で、個人が10名、団体が2団体となります。

合計では、個人20名と、団体が2団体ということになります。

根拠としまして、「多賀城市教育委員会表彰規則」の規定によりまして、「教育、文化、体育・スポーツの向上発展に寄与した方々」に対し、表彰するものでございます。

なお、お手元に「多賀城市教育委員会表彰規則」と「多賀城市教育委員会表彰候補者選考基準」を別紙としてお配りしておりますので、その概要をはじめにご説明申し上げますので、ご準備をお願いいたします。

まず、「表彰規則」の方でございますが、第1条は、規則の趣旨ですが、本市の教育、文化、体育・スポーツ等の向上発展に寄与した者に対し、多賀城市教育委員会が行う表彰に関しては、別に定めがあるものを除き、この規則の定めるところによると規定しているものでございます。

第2条は、表彰の種類ですが、表彰は、教育功績者表彰及び児童生徒顕彰とし、次の条に定めるところにより、教育長の推薦に基づき教育委員会が行うも

のでございます。

第3条は、この項目に該当する方を表彰するという内容になりますが、第1項の第1号は、本市内に所在する団体又は本市内に居住し、若しくは勤務する者で、教育、文化、体育・スポーツ等の向上発展に特に功績があったもの

第2号は、教育委員会が任命又は委嘱した各種委員等として10年以上在任した者で特にその功績が顕著なもの

第3号は、前2号に定めるもののほか、表彰に値する業績又は行為のあった者ということでございます。

第2項は、児童生徒の顕彰関係を規定したものでございます。

概要をかいつまんでご説明申し上げますので、もう一枚の方の選考基準をご覧いただきたいと思っております。

選考基準につきましては、第2条から第4条までに、表彰の選考基準等を規定しております。

前段で申し上げました、表彰規則の第3条の規定の、それぞれの基準を定めたものでございます。

第二条は第一号から第四号まで、第三条は第一号、第二号、第四条については第一号から第三号までとございますが、一つひとつの読み上げについては省略させていただきますが、後ほど、この規定の根拠に基づいて表を作成しておりますのでご参照いただければと思っております。

それでは各功績内容について、各課長の方から、順にご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

#### 学校教育課長

それでは、45ページをご覧ください。1 学校教育振興、個人の部でございます。番号1 有馬吉伸様は、10年山王小学校の歯科校医として健康診断に従事し、児童の疾病の発見や予防措置に尽力されましたので、候補者として推薦いたします。

#### 生涯学習課長

次に、社会教育振興、個人の部9名の候補者についてご説明いたします。

1の 櫻井やえ子さんにつきましては、XXXXXXXXXXとして、2の江釣子眞理子さん、3の相澤良子さんにつきましては、XXXXXXXXXXとして、それぞれ資料記載のとおり、多年にわたってそれぞれの所属団体の会員の模範となって活動するとともに、地域における社会教育活動の推進に尽力されております。本市の社会教育の発展に特に功績があつ

た者として、多賀城市教育委員会表彰規則第3条第1項第1号に該当すると認められるものでございます。

続いて、4の齊藤規夫さんは、[REDACTED]、5の板橋洋子さんは、[REDACTED]、6の舟生恭而さんは、[REDACTED]、7の熊谷浩さんは[REDACTED]として、それぞれ長きにわたり地区における社会教育の振興に尽力されております。本市の施策である「生涯学習の推進」に特に功績があった者として、表彰規則第3条第1項第2号に該当すると認められるものでございます。

続いて、8の佐藤良彦さんは、[REDACTED]として、9の荒若健志さんは、[REDACTED]として、多年にわたって社会教育事業の推進に携わるとともに、教育、文化の振興にご尽力されておりますので、本市の地域文化の発展に特に功績があった者として、表彰規則第3条第1項第1号に該当すると認められるものでございます。

#### 学校教育課長

次に46ページから47ページになります。

3児童・生徒の表彰、個人の部でございます。番号1から10まで10名の児童生徒を顕彰候補者といたしました。それぞれの児童生徒につきましては、空道、バドミントン、水泳、弓道、体操、柔剣道、剣道、作文において、県大会、東北大会、全国大会レベルの大会で、優秀な成績を収めておりますので、候補者として推薦いたします。

続きまして47ページの下段をご覧ください。

4児童生徒の表彰、団体の部でございます。2団体を顕彰候補といたしました。1番Angel Smile多賀城は、バレーボール宮城県大会、東北大会ともに優勝し、全国大会に出場しております。

2番東豊中学校弓道部女子は、県大会で優勝し全国大会に出場しております。この2団体を、候補者として推薦いたします。以上でございます。

#### 教育長

ただ今の説明について質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### 教育長



質疑がないようですので、採決に入ります。議案第15号についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

### 教育長

異議がないものと認め、議案第15号について原案のとおり決定します。

次に、報告第2号「多賀城南門及び周辺地区整備・活用基本方針について」を議題といたします。

内容につきましては、文化財課長から説明をいたします。

### 文化財課長

それでは、報告第2号「多賀城南門及び周辺地区整備・活用基本方針」について、説明させていただきます。

お手元の方に、報告第2号資料1、48ページの基本方針の冊子と、A3縦長の事業計画、A3横長の概要版の3種類の資料を配布させていただいておりますが、主にA3の概要版で説明をさせていただきます。詳細にご説明する場合につきましては、冊子の方を併せてお開きいただきますので、よろしくお願いいたします。

本基本方針につきましては、平成30年11月28日に開催された多賀城創建1300年事業調査特別委員会におきまして、「多賀城南門等復元及び周辺整備事業調整状況の最終報告書」として市議会へ報告しておりますが、その際、単なる報告書という扱いはではなく、実現に向けた本市の整備・活用の基本方針(案)としての位置付けも、併せて報告したものでございます。

最終的には、12月7日付けで市長決裁を受け、今後の事業推進に向けた基本方針として決定しております。

本日は、報告第2号資料3「多賀城南門及び周辺地区整備・活用基本方針概要版」で説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

中身に入らせていただきます前に、本基本方針の性格等について、お話しさせていただきます。

資料1の「整備・活用基本方針」につきましては、今後の整備の目的や目指す姿など、内容的には多賀城市のホームページで公開しております、昨年度に出しました「中間報告書」の考え方を継承したものとなっております。

また、資料3の「概要版」には、資料1の「基本方針」を要約した内容となっており、掲載しております内容の該当するページを、合わせて括弧書きで表記しておりますので、ご参照いただければと思います。

それでは、概要版の「1 調査・検討の経緯」を御覧ください。

この基本方針は、ただ今申し上げましたように、昨年度の中間報告をベースとして、市議会からいただいた意見や、国の動向を踏まえながら検討を行ってきたもので、事業のスケジュール等を示すだけではなく、「多賀城南門及び周辺地区整備・活用基本方針」として、今後の多賀城跡を中心とした周辺地区の、「整備」と「活用」に関するグラウンドデザイン的な方針としてまとめたものでございます。

次に、「2 方針の位置付け等」です。

この方針の位置付けとしましては、総合計画に基づくまちづくりや教育に係る計画のほか、歴史的風致維持向上計画の下位に属するものとしております。

その中で、地区につきましては、多賀城南門及び周辺に限定していること、そして、計画の観点としては、右側の図で3つの丸により表示しておりますように、本来「保存」、「整備」、「活用」を一体的に考えるべきところを、保存については、平成23年7月に策定いたしました、「特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画」で詳細に定めておりますので、「保存」以外の「整備」と「活用」の内容に限定した方針としております。

特に、南門復元等の事業につきましては、整備が完了して終わりという訳ではなく、その魅力を引き出すためのソフト事業の展開が不可欠となりますので、整備の推進と併せ、その活用に関する観点も盛り込んでいるところでございます。

続いて、「3 整備事業の目的・効果」を御覧ください。

この内容につきましても、中間報告の内容と大きく変更はございませんが、多賀城跡の期待される役割としましては、「まちづくり」、「文化振興・歴史教育」、「経済活動拠点」、「郷土愛」の4点に整理しております。

その実現のためには、多賀城跡をTAGAYASUプロジェクトにおける「文化交流拠点の歴史的始点」として、文化との出会い、交流を促進する必要があります。

このような多賀城跡の役割に対して、中央公園等を含めた周辺の整備は、多賀城跡が文化交流拠点としての機能を十分に発揮するための環境整備であり、この中で南門復元は、多賀城跡の象徴的存在として、魅力を十分に引き出すツールとしての機能が期待されるところでございます。

その上で重要となりますのは、ハード事業はそこで行われるソフト事業が伴ってこそ、効果が発揮されるものであるということで、本基本方針ではその点も記載しております。

整備事業の目的・効果につきましては、資料1基本方針の冊子の7から13ページに記載しておりますので、後ほど詳しくご覧いただければと思います。

次に資料の右上、「4 整備・活用に係る課題など比較考慮すべき事項」をご覧ください。

ここでは、復元事業等を行う上で考慮しなければならない事項として、法令上の制限や、財政状況など、7つのポイントに分けて整理しております。こちらにつきましても、概ね中間報告の内容と同一であります。今回の基本方針で変更があった部分を資料1の基本方針の冊子の方で御説明いたしますので、ご用意いただければと思います。

「基本方針」冊子の20ページをお開きいただきたいと思っております。

「※4 市の厳しい財政状況」に掲載している表を御覧いただきたいと思っております。

文字が小さくて申し訳ございませんが、これは、平成29年度の決算状況を踏まえて推計いたしました、本市の中長期的な財政見通しでございます。

これを見ていただきますと、多賀城創建1300年となる2024年（平成36年度）末には、市の貯金にあたる財政調整基金が枯渇するという推計となっております。

次に、中段の「※5 国の支援の動向（補助金）」を御覧ください。

こちらは、平成29年度の文化庁補助金の採択状況を記載しております。

要点を申し上げますと、国庫補助金の補助率は、事業費の1/2となっているものの、平成29年度の国庫補助金の採択額は、4段落目にあるように、要望額の1/4程度という状況であったこと、また、国庫補助申請に当たっては、5段落目にあるように、継続性の観点から事業を実施しない年度が無いようにす

ること等、現時点での国の支援の動向を記載しております。

次の「※6 人口減少・高齢社会到来という国の大きな社会情勢」ですが、最近の人口減少・高齢社会到来という大きな社会情勢の変化は、本市にとっても無縁ではないことから、最後の段落に記載しておりますとおり、将来世代への負担のつけまわしはできるだけ避けるべきであるということが、本市の行財政運営を考える上で重要と考えております。

それでは、恐れ入りますが、資料3の概要版にお戻りいただきたいと思ます。

次に、概要版右下の「5 多賀城南門及び周辺地区の整備・活用に当たっての理念」を御覧ください。ここが本基本方針の結論的な考え方となります。

読み上げますと「歴史的風致の維持向上を図ったうえで、多賀城跡の魅力、多賀城らしさを向上させるため、必要となる整備・活用を、可能なタイミングで実施する。」ということ、今後の整備・活用にあたっての基本理念としております。

このポイントといたしましては、①から③の3つを掲げておりますが、まず、「①歴史的風致」につきましては、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」、いわゆる歴まち法の定義を要約すると、「文化財活用によって生まれる人々の営み」と「文化財の整備」という、二つが一体となって生み出される良好な市街地の環境が「歴史的風致」とであるとされております。

このことから、概要版の図にもありますように、この基本方針の理念といたしましては、「整備」と「活用」の双方を前提とする必要があるということになります。

次に、「②必要となる整備・活用」ですが、ハード面につきましては、周辺整備事業の全てを一時に実施することは、事業規模からも難しい状況でありますので、いくつかの先行事業を重点的に実施した上で、ソフト面としての活用策も併せて実施する必要があると考えております。

次の、「③可能なタイミングで実施」という点につきましては、概要版一番下の箱書にもありますように、事業を実施するタイミングを考えた場合、多賀城創建1300年と国庫補助金の動向が、非常に重要なポイントになると捉えております。

多賀城創建1300年という節目に向け、計画的な事業実施を目指して、本市の前向きな姿勢を示すことが重要であり、同時に、先ほども御説明いたしましたが、財源に係る様々な課題が山積する中、国庫補助の採択額を無視して事業を実施することが難しい状況でありますので、実際の補助採択額を考慮し、場合によっては、事業期間の延伸など「国庫補助金の動向と採択額に応じた事業調整」を行っていくことが必要であると考えております。

この「理念」につきましては、資料1の21から23ページに記載しております。

次に、概要版の裏面をお願いいたします。

「6 整備スケジュール等」です。整備スケジュールを考えるに当たり、前提となりますのが、先行事業の設定と計画期間であります。

先行事業につきましては、スケジュール概要の表中、水色の太線矢印で表わしている事業を先行事業とし、平成36年度を目指して実施していくことを、市の基本的な姿勢・方針としております。

先ほども申し上げましたが、事業すべてを一時に行うことは、財政状況からも困難であると判断いたしましたので、目的達成に最低限必要な整備を先行事業としております。

主なものが多賀城南門復元や地形復元、ガイダンス施設建設、中央公園整備であります。

記載のとおり、本基本方針の計画期間は、先行事業の整備を平成36年度までとしておりますが、事業の全体像を示すため、計画期間後となる平成37年度以降は、具体的な年次を設定せず、「将来」として表示しております。

ただし、スケジュール概要の下、※にも記載しておりますとおり、「補助採択額によっては、計画時期が到来しても実施できない状況」が想定されますので、その際には、「国の支援状況に沿った事業調整」が必要となってまいります。

次に「7 財源の確保」について御説明申し上げます。

ポイントを5つにまとめて、概要版に記載しておりますが、この項目は今後の事業推進の上で大変重要になりますので、資料1の方で、詳細に説明をさせていただきたいと思っております。

資料1 基本方針の32ページをお開きいただきたいと思います。

32ページ中段の「ア 財源に関する原則としての考え方」を御覧ください。

太枠の①につきましては、繰り返しになりますが、「事業実施の大前提として、年度ごとの事業実施額は、国庫補助金の補助採択額に応じた工事とする」こととし、②として、その際の財源充当の優先順位は、原則として「国庫・県補助金」、次に「市債（地方交付税措置があるものに限る）」、三番目として「史跡のまち基金」、次に「寄附」、最後として「一般財源等」の順とすることを記載したものです。

これらは、市の財政状況に与える影響を極力抑えるための方向性となります。

続いて、「イ 国庫補助金の確保、県の支援要請」を御覧ください。

事業の実施に当たりましては、国庫補助金の全額確保が必要不可欠となります。

国庫補助金の内示をただ待つだけではなく、その全額確保に向けては、①として「市長のトップセールスをはじめとした当該事業への市の姿勢を示すこと」、そして、②として「行政からの要望だけではなく、多種多様な要望活動にも期待し、それを支援していくこと」が必要と考えております。

合わせて、県に対する支援の働きかけも必要である旨、記載しております。

次に33ページの「ウ 市債の活用」を御覧ください。

市債につきましては、中間報告でも「地方交付税措置があるものに限定して活用することを基本」としておりましたが、平成30年度に入ってから、新たな起債の枠組みが新設されたことから、本基本方針に記載しております。

これは、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした国の文化経済戦略の一環として、文化財の保存・活用に係るハード事業について、市債の元利償還金の一部に地方交付税措置が適用されるという新たなものです。

この起債の借り入れについては、文化庁の補助事業採択が前提となります。

起債の充当率や交付税措置率につきましては、表に記載のとおりです。この地方交付税措置がいつまで継続されるのか、現時点で見通しはありませんが、この枠組みが出来たことが、事業実施に向けて大きな足掛かりとなったものがあります。

この起債を活用した際の財政上の影響については、後ほど御説明させていただきます。

だきます。

次に、「エ 史跡のまち基金の活用」についてです。

中間報告におきましても、処分基準などについて記載しておりましたが、ここでは、その具体的な充当内容を定めております。

記述の最後の段落にありますとおり、この基金は「①文化庁補助事業費に係る他の特定財源として、国等の補助金や起債を充当した後の残額」と、「②普通交付税措置分を除いた市債の元利償還金」、この二つへ充当を考えております。

このうち、②につきましても、先ほども御説明いたしました。市債の活用が見込めるようになっておりまして、地方交付税措置もできたとはいいますが、それが100%ではないため、その一部は借金として将来世代に負担が残ることとなります。

前段の考慮すべき事項で申し上げましたが、将来世代へのつけ回しをできるだけ避けたいという観点から、現在保有する史跡のまち基金については、借金の返済にも使用することとしたいと考えております。

次に、「オ 寄附の募集」です。

寄附の募集に関しましては、これまでも、多くの皆様から御意見をいただいておりますが、多賀城市のみならず、国の宝である多賀城跡の整備・活用に資するため、寄附の受け皿を整備したいと考えております。

いただいた御好意は、南門復元等の整備などハード事業のほか、多賀城跡を基軸として実施される各種イベント開催など、歴史都市多賀城がより魅力あるものとなるソフト事業へ活用していく予定でございます。

ここで、再び、概要版にお戻りください。

概要版裏面右上の「8 活用策の検討」です。

こちらにつきましても、中間報告とほぼ同じ内容となっておりますので、詳細の説明は割愛いたしますが、先に申し上げたとおり、本基本方針におきましては、活用に係る観点も重要視しておりますことから、活用策の在り方も項目として挙げ、引き続き、有効な活用策を検討していくことを記載しております。

詳細な内容は、基本方針34から37ページに記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

最後に、右下の「9 推進体制」を御覧ください。

今後、この方針に沿って各種事業を進めていくためには、それぞれ担当セクションを定め、推進していく必要があります。

そのための推進体制として、ハード面とソフト面とに分けて、担当部署を定めております。

ハード面につきましては、ここまで繰り返し申し上げておりますが、国庫補助金の確保が最も大きなポイントとなってまいりますので、関係省庁とのこれまでの関係性を考慮し、文化庁補助事業につきましては文化財課が、国土交通省補助事業については建設部都市計画課及び復興建設課が主体となることとしております。

ソフト面に関しましては、記載のとおり分野ごとに所管部署を定めた上で、総括として文化財保護の所管である文化財課と、実際の活用において、最も活用策が想定される商工観光課を主体としております。

ただし、ここに記載した担当課のみが関係するというのではなく、これらの担当課が主軸となり、庁内が一体となって、更には、イメージ図の右下にプラスで標記しておりますように、市民や各種団体の皆様と共に、活用を図っていくことが大切になってくると考えております。

「多賀城南門周辺地区整備・活用基本方針」についての概要説明は以上となります。

続きまして、現時点におきます、年度ごとの実施事業の概要と事業費・財源を御説明いたしますが、はじめに、今年度の補助採択に向けた文化庁への要望の経過について御報告させていただきます。

この南門等復元と周辺地区の整備につきましては、ただ今、御説明申し上げましたとおり、国庫補助を前提として事業を進めてまいりたいと考えておりますが、この補助の動向が重要な要因となることから、先月11月16日に、市長と私が文化庁へ参りまして、本基本方針に基づき、多賀城創建1300年を目指して南門等の復元事業を進めたいので、何とか財政的な支援をしていただけないか、お願いしてきたところです。

その結果として、11月19日に文化庁から、「本市が12月の市議会定例会で補正予算措置ができるのであれば、今年度と来年度、平成31年度に予定している事業の一部について、事業費ベースで総額4億2,000万円、補助金



額で2億1,000万円の範囲内で、平成30年度の補助申請をしてみてもどうか。」とのご連絡をいただいたところです。

今年度の最終申請の手続きが12月4日締切り、交付決定が2月上旬でありますことから、文化庁としての最終的な内示ではございませんが、現時点で本市が予定している平成30、31年度の補助事業の一部が補助採択される見込みとなったものでございます。

そのような状況を踏まえ、先ほど臨時代理事務報告第13号で御説明いたしました、南門復元事業関係の補正予算を計上させていただいたところでございます。

それでは、資料2、A3縦長の資料を御覧いただきたいと思います。

こちらの資料につきましては、中間報告の数値を上段に、今回見直し後の数値を下段に記載しております。

中間報告と比較いたしますと、平成29年度は決算額を、平成30年度は、ただ今ご説明いたしました補正予算額を考慮して、事業費の再精査を行いましたので、若干の金額の変動がございます。

全体の事業概要に関しましては、中間報告とほぼ同様となっておりますので、概略のみご説明させていただきたいと思います。

先ほどの方針でご説明いたしました「南門・築地塀復元事業」をはじめ、創建1300年の2024年、平成36年度を目指していく事業を先行事業、それ以外の事業は、平成37年度以降、「将来」として実施時期等を検討させていただくとして、全体の事業概要を表しております。

全体像としての事業規模は、事業費ベースで表の①、黄色い表示の右端のとおり約53億4千万円、そのうち、平成36年度までの先行事業分としては、事業費ベースで表の下の③に記載しております約27億4千万円となっております。

この事業計画（案）は、平成30年11月時点における概算でありまして、充当する財源等につきましても、新たな起債の枠組みが出来たことから、先ほど御説明した12月補正予算の計上時点で財源内訳もここに記載している内容と変わっております。

そのようなことで、下の※にも記載しておりますが、この計画（案）掲載の

総事業費を含む各数値につきましては、あくまでも平成30年11月時点の概算値であり、今後の事業精査により変更となる可能性を含んでいるという点をお含みおきいただきたいと思います。

以上で、報告第2号「多賀城南門及び周辺地区整備・活用基本方針」についての説明を終わらせていただきます。

#### 教育長

ただ今の説明について、質疑ありませんか。

#### 菊池委員

先ほどの説明の中で、30年、31年度の補助採択された金額が、4億2千万円の半分で、事業計画（案）の中の緑の文字のところ30年度、31年度の事業を進めるということですね。あくまでも、これからどのぐらいの金額が国の方から認められるかわからないけれども、36年度の1300年に向かって進めるということですね。後は、基金とかを取り入れてということですね。

#### 文化財課長

ただ今菊池委員がおっしゃったとおり、今年度と来年度につきましては、こちらの4億2千万円と1億3千597万円を足した分が総事業費になりますが、そのうち、本年度平成30年度で採択された額が4億2千万円ということで、残りの約1億4千万円につきましては、平成31年度で文化庁の方に要望として計画を提出させていただいております。ただし、今年度のように、多賀城市で要望した額が全額つくという保証はありませんので、来た額に応じて事業を進めていくこととなります。残りの財源につきましては、その補助採択された額に基づきまして、その補助の2分1の分を90パーセントの起債で賄いますし、その残りに基金を充てていくとで、要望額が減額されていけば、それに応じてそれぞれの財源が少なくなっていく形になります。ですから先ほどお話ししたように、1300年を目指していきますが、期間が若干伸びるという可能性も含んでいるということをご理解いただきたいと思います。

#### 菊池委員

去年の今頃別の団体で、南門の建設に関しての会議があったときに、東北本線の下に道路をつくらろうかという話その頃あったと思うんですが、今回はこちらに載ってないように思うんですが、大路のところからガイダンスのどこ

ろまでがはいっているかどうか。

### 文化財課長

こちらの南門周辺整備も含めた全体事業費で、53億円ということで先ほどお話申し上げましたが、南門等は文化庁の補助金を受けて建設していく事業で、下の欄で国土交通省事業関係という欄に、項番号2番として、政庁大路線整備事業（JR東北本線立体交差部）ということで、そちらの方に事業としては計画上はありますが、こちらの計画につきましては、先ほどもお話いたしました、37年度以降に実施時期も含めて検討させていただくということで、将来的には計画は載っておりますが、時期については今のところ未定ということで合計金額約20億円位係るような事業となっているということでございます。

### 教育長

ほかにございませんか。

### 樋渡委員

資料1の45ページの財源というところで、古代の門とか塀等の復元事例ということで、盛岡、栃木とありますが、多賀城の場合は、市から半分ということで財源を予定されているということで、県というのはまったく期待できないのでしょうか。

### 文化財課長

先ほども県の方に要請していくということをお話差し上げましたが、今のところ県の財政的支援というのは、お話いただいておりますが、県は今工事をされておりますけれども、政庁の南面の盛り土をして古代の大路、政庁南大路ということで南門までの大路の復元を今しております。後は東側の小高い丘陵部に昔の官衙跡の表示をする事業を平成35年度までの事業として、今始まっておりますけれども、そちらを期間内で促進していくということで、協力していくというお話はいただいておりますが、多賀城のこちらの事業の方にとの財政的支援というのは、今のところいただいていない状況でございます。

### 樋渡委員

観光客入込数、見込み見込みの数というのが、ほかのところでは1万3千とか、多賀城だと復元前で平成29年度だと3万3千人ということで、45ページですがほかに比べたら多いかなということと、奈良県の平城宮だとあまりに

多いため不明という事なのでしょうか。福井市とかだと30万人だとか、2万2千人だとか、場所によってかなり違うと思うんですが、やはり復元された後というのはやはりかなり見込めるというか、期待できるというか。

#### 文化財課長

平城宮大極殿とかこちらの方は、おそらくきちんとカウントしていないので、詳細な数字としてはご報告いただけなかったと思うんですが、ご存知のとおり奈良の平城宮跡は国営公園でして、大極殿、朱雀門、朱雀門の南側にガイダンス施設とか設置されておりますので、おそらく年間何万人という方々が訪れていると思います。一乗谷の方も、山の斜面の武家屋敷とかを復元したところでございまして、こちらの方も30万人と、こちらの方はどのようにカウントしているかわかりませんが、おそらくイベント等もソフト事業として開催して、入込数にカウントされているのではないかと思います。多賀城の方も、今あやめまつりに10万人近いお客様が来ていただいておりますので、そちらのイベントに合わせて南門の方に来ていただければ、こちらの3万3千人ということになっておりますが、おそらく多くの方々に来ていただけるのではないかと考えております。

#### 教育長

ほかにございませんか。

#### 根来委員

この南門復元事業を行うにあたって、今回この資料をいただいて、五次総をもう一回見直したのですが、この復元をすることによってその七つの政策が全部実現できそうな気がするのです。その拠点になりそうな気がするのです。ですから、今後計画を進めていく中で、教育関係だけではなくて、すべての政策も当てはめながら、計画を検討していただくといいのかなと。せつかくほかの部署の方も入っているようですので、そうすると総合計画と復元というのが一体となって、市のための復元というふうになっていく。それが、結果として多賀城市の復活という言い方がいいかわかりませんが、そういうものつながっていいのかなという思いがありますので、計画の際には検討されているとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### 文化財課長

今後、第五次総合計画が平成32年度までが計画期間で、その後33年度から10年間の第6次総合計画の策定に入っていくということになりますので、その中でもこの南門が完成した後の活用も含めた、まちづくりの構想も載せていきたいと考えております。

#### 教育長

ほかにございませつか。

(「ありません」の声あり)

#### 教育長

質疑がないと認め、報告第2号を承認します。

### 日程第5 その他

#### 教育長

次に日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題にしたい事項がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

#### 生涯学習課長

事務局から、前回第11回定例会の「諸般の報告」の中で、樋渡委員さんからいただきましたご質問についてご回答いたします。ご質問の内容ですが、10月末に開催されました家庭教育講座で「ふれあい森林教室～親子で自然を楽しもう～」という講座がございました。

その中では、ソニーさんであったり公益財団法人ニッセイ緑の財団さんがそれぞれ「共催」や「協力」という形で関わっていたのですが、どのような経緯で、そういった対応になったのかというご質問をいただいております。

まず、端的に申し上げますと、この催事は平成26年度から実施しております。事の発端としましては、ソニーさんからの申し出により、ソニーさんでは、社会貢献活動の中で、環境保全の取組み、自然観察教室を行っており、県民の森などでは、ニッセイさんが同じように毎年度自然に触れるような企画を行っており、お互いの目指すべき方向性が一致していたので公民館も一緒にということで実現に至ったということです。これが26年度から継続しているのは、何がメリットかということは、専門家の方々が入っているということで、中身が濃いということが一つです。それから、ソニーさんやニッセイさんがそれぞれ

れ入って費用の負担をするということで、経費の削減などもが図られているというメリットがあつて今日まで、来年度も続けて行きたいということでありま  
す。

**教育長**

以上で、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。

これもちまして、平成30年第12回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後2時30分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課参事兼課長補佐 松戸 幸二

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

平成31年1月21日

**多賀城市教育委員会**

教育長 印

委員 印

委員 印